

2019-7号(2019/12/20)

# かわら版

不合理な待遇格差を是正せよ  
この機会にご加入を！！

東京大学教職員組合発行  
TEL/FAX: 03-5841-7971 (ext.27971)  
<https://tousyoku.org/>

何かおかしいと感じたら [syokikyoku@tousyoku.org](mailto:syokikyoku@tousyoku.org) まで

## 有期雇用職員への不合理な待遇格差の是正を！

### 団体交渉で大学はいまだに検討中の回答

12月9日に大学本部と冬季一時金についての団体交渉を行いました。今回の就業規則改定案と一時金の提示日が例年より遅い12月3日であったため、ボーナス支給日前日の交渉となりました。交渉では来年4月の改正労働契約法施行に向けて有期雇用職員に対する不合理な待遇格差の是正を要求しました。主な要求項目と回答の概要は以下の通りです。

#### 短時間勤務有期雇用職員

- 1) 短時間勤務有期雇用職員の病気特別休暇を有給にすること
- 2) 短時間勤務有期雇用職員に一時金を支給すること
- 3) 短時間勤務有期雇用職員に扶養手当を支給すること
- 4) 手当、休暇、研修などあらゆる待遇において、常勤職員と有期雇用職員を差別しないこと

(大学側の回答) 検討を進めている。休暇については、病気休暇以外にも色々な特別休暇があり、全体を検討して改定案を示せるようにしたい。賞与は民間でも、国家公務員でもまだ進んでいない。職務の内容や責任の程度、実施した場合の財政負担などを考え、検討していく。その他、手当、研修なども同様に検討する。

パートタイム・有期雇用労働法は2020年4月に施行されるため、短時間勤務有期雇用職員への一時金支給は、その内容はともかく、来年度より実施する以外の選択肢はありません。休暇の有給化についても、常勤教職員と同等の権利が与えられるようにするべきであると考えます。

#### 再雇用職員

- 1) 再雇用職員の賃金は60歳定年時の7割以上に設定すること
- 2) 再雇用職員の一時金の支給差別を是正し、常勤教職員と同月数を支給すること

(大学側の回答) 再雇用職員には若手職員への伝達の面を期待している。シニア層の活用については、業務、雇用形態、給与、人件費を検討している。

再雇用職員にもパートタイム・有期雇用労働法が適用されます。民間企業では60歳以上の従業員の賃金が60歳時点での賃金の7割であり、東大の現状とは大きな格差があります。定年前の能力が発揮できるような賃金体系にし、一時金を常勤教職員と同一水準に引上げ、格差をなくすべきであると考えます。

東京大学で働くすべての教職員の皆さん！  
職員組合に入って、働きやすい職場を作しましょう

東職は、本郷キャンパス第2食堂3階にあります。お気軽にどうぞ →

